
平成26年第10回大和町議会定例会会議録

平成26年12月3日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（17名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	18番	大須賀啓君
9番	松川利充君		

欠席議員（1名）

17番 堀籠日出子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	野 田 美 沙 子
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



議 長 (大須賀 啓君)

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番槻田雅之君及び8番藤巻博史君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

おはようございます。

私からは1件でございますので、手短かにいきたいと思っております。

地方税滞納整理機構との関係、町との関係についてでございます。

地方税滞納整理機構への移管事案は、滞納額50万円以上となっていると思っております。

ところが、滞納額50万円まで行かなかった方から私のほうに来たんですけれども、機構へ移管すると町の担当者から言われたという相談がございました。本来、滞納整理機構ということじゃなくて町の中での納税相談を行うべきであったのではないかとということで質問いたします。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、ただいまの議員のご質問でございますが、滞納整理機構につきましては、平成21年4月に地方税の徴収の公平性を確保し、個人住民税を初めとする市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村の税務職員の税徴収、徴税技術の向上を図ることを目的として設置されたものでございます。

平成25年度におきましては、23市町村より839件の事案を引き受けて、徴収率で53.8%、徴収額で4億8,185万7,000円の実績を上げまして、大和町の移管事案におきましては60件中56件、3,495万9,000円、収納率62.08%の実績を上げております。

町税等の賦課徴収につきましては、憲法第30条の納税の義務に関する規定、地方税法等の各種法令、条例等に基づきまして公平かつ適正、的確な課税を行い、各税目ごとの納期により納税をお願いしているところでございます。

未納者につきましては、法令を遵守して督促状、催告書の発送を行い納付を促しますとともに、災害、被災等の特殊な事由等により納付が困難な納税者につきましては、法令に基づきます減免措置を行い、減免の対象とならない納税者につきましては、現状の生活状況に基づき分納誓約の取り扱い等を実施しております。

督促状、催告書に対する返答がない場合につきましては、滞納者の財産を調査し、換価可能な財産を差し押さえないといけないものとなっております。

本人が申し出た分納誓約書を履行されない滞納者、また納付の約束や期限を無断で破る滞納者等につきましては、滞納額が滞納整理機構への移管基本額以下であっても、催告に係る納付がない場合には滞納処分の一環として滞納整理機構への移管を書面で事前に予告する場合があります。予告をした滞納者の納税相談の際には、当然納付がない状態では滞納整理機構への移管を担当者より再度説明させていただいております。このことは、滞納者が置かれております状況を的確にご説明しているものであります。

税金は、納めていただきますのが基本でございます。納期ごとの的確に納税されている町民の皆様との公平性を確保し収入未済額の縮減のためには、徴収困難事案につきましては県や周辺市町村とも連携して厳正かつ毅然とした姿勢で滞納整理を進める必要があると、このように考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

まず、町の財政を支える税務徴税業務ですか、そういったことに対しては敬意を表するものでございます。その中で、先ほども申し上げましたが、私のところに来るのはほんの少数でございますけれども、その中で滞納額50万円、今、町の回答のほうにもございましたが、50万円以下の中でどうすっぺという相談がございました。その中で、当日、即県のほうに、県の滞納整理機構のほうに問い合わせをしたところ、もしかするとあれなんですけれども、県のほうではそういう事案は聞いてないというんですか、その当時でございますが、そういう金額については聞いてないということで、逆に町のほうに問い合わせをしていただいたと、県のほうから。そういう中で、結果的には滞納整理機構ということじゃなくて町の納税相談のほうになったというふうに私は解釈しております。

それで、私のお聞きしたいところは、要するに硬直化というんですか、本人も期日前でございますので納税相談をしたいということに対しまして、いや、全額入らないのならば機構のほうですよというふうなご回答のようでもございました。それは期限を過ぎればそういうこともあるんでしょうけれども、期限前にそういうことってあるのかなという思いがして今回取り上げたところでございます。ということで、個々の事案についてはご回答というのも無理だと思うんですけれども、そういう意味で硬直化しているのではないかということでの質問でございます。ご回答をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

硬直化という意味がちょっとよく、すみません、私は理解できないところでございますが、50万という基準があることはそのとおりでございます。先ほども申し上げましたとおり、滞納機構に移管する前に、納税を滞っている方々にはさまざまな催告状、督促状、相談期間、また場合によっては分納の約束をしていただいたりという形の前段の手續といたしますか、当然あるわけで、そのことをやっておるところでございます。ただ、往々にしてそういった場合に相談に来られないとか、分納の約束をされ

でもなかなか分納がされないとかそういったケースの場合、このままいきますと滞納機構といいますか、そうなりますよということで、先ほども申しましたけれども、予告という形で、申し上げているところでございます。その予告をした際にも、当然ご相談に来られるわけでございますから、今後のあり方につきましてどうあるかというご相談ということになろうかというふうに思っております、先ほど議員さんが言った県のほうに確認をされたという事案、ちょっと私あれです。個々のものについて詳細つかんでおりませんが、今申し上げたとおり、基本的にはこの町でやる段取りを追っているということ。そして、段取りの中で、やったけれどもそのことに対応できないといいますか、相談に来られないとかそういった場合にはどうしても次に行かざるを得ない状況にもなりますので、そういった意味で次、このままですとこうなりますよという予告をする場合があるということでございます。ですから、硬直化してるという言い方についてちょっとわからないと申しあげましたけれども、いまだにわかりませんが、そういうふうに町のほうではそういった段取りを踏んでやっているとございまして、個々のケースいろいろあるんだというふうに思いますが、両方の意見を聞いて確認をしながらやっていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

藤巻博史君。

8番 (藤巻博史君)

私、個々のことで一つ一つのこと、もちろん町長のほうではあれだと思んですけども、硬直化と申しましたちょっと意味といいますか、要するに期日前というんですか、これこれこの日までに相談に来てくださいよというその以前に相談に行ったと。ただ、これこれこの額ありますよと。その納税相談じゃなくて、結論から言えば全額でない限りは県の機構のほうに送りますよというそういうお話だったということで、ところが逆に県の機構のほうとすり合わせしてるのかいということであればすり合わせはしてないと。いわば50万円という目安がそうはいつでもありますので、そのすり合わせはしていなかったと。その中で、じゃあということで県のほうの担当のほうに大和町のほうからそういうこと、案件が来てるのかいということであれば、そういうことは来てませんでしたという、そういう個々ですのでこれ以上あれですけども、ですのでここで取り上げた要因といたしましては、納税相談、結論としては町のほう

で対処していただいたという経緯がございますので、まδειな対応をしていただければということでの質問をいたしました。そのことについて、町長のほうで、個々ですのてなかなか難しいところはございますが、ご見解があればお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まδειな対応と、丁寧な対応ということ。そのとおりだというふうに思います。対応はしっかり丁寧にやっていきたいというふうに思います。

それで、役場といいますか、こちらからお願いする分には納税をしてください、できなかつた場合には相談をしてください、あるいは来られないときには、納税がおくれたときには督促状、そういったことで段取りを追ってやっているところがございます。ですから、必ずしもすぐ納められないというケースもあるんだと思います、いろいろ。ですから、そういう場合には来ていただいて、役場のほうに来ていただいて相談をしていただくということもやはり納税者の方にもやっていただかないと。こちら相手方のことについてお話を聞かないとわからないわけですから、ですからそういった形でご相談いただければというふうに思っております。まδειな対応、もちろんやりたいと思いますけれども、議員さんもそういうご相談があつた場合には、どうぞ役場のほうに行って相談してみなさいと、そういうことを言っていいただければよろしいんではないか、ありがたいというふうに思います。決して頭ごなしに県にぼんとやるとかそういうことはやっておりませんので、なお対応についてはお互いに気持ちよくといいますか、そういった対応できればというふうに思っておりますし、職員にはそのほうは、なお対応については、常日ごろ言っておりますけれども、丁寧に対応していくようにしてまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

もちろん相談の方も納税の意思というんですか、そういうことで相談されてきて、私の感覚であれなんですけれども、見切り発車というんですか、そういったようなこ

とが起こされかけてる、何ていうんですか、そういう気配があったので今回質問させていただきました。全部が全部までいでないとかというそういう意味での質問ではもちろんありませんけれども、引き続き丁寧な対応をお願いして今回の質問を終わらせていただきます。終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

米価下落についてお尋ねをしたいと思います。

主食用米の仮渡し金が前年と比べ60キロ当たり2,800円の減少の8,400円となり、25%の大幅な下落となりました。主力品種ひとめぼれの概算金が過去最低となった全農みやぎ本部は、生産者には苦しい水準の価格をつけたと。情勢は相当厳しいと話しております。戸別所得補償対策、現在は名前を変えて経営所得安定対策の固定払いは、ことしから10アール当たり7,500円に、それまでの1万5,000円から半減、1俵当たりによれば平均850円程度、概算金が8,400円と合わせても農家の手取りは9,250円程度になってしまっています。直近5年間の米生産費は全国平均で1万6,356円、農家はその6割程度の価格で出荷ということになっております。しかも、米価下落時の補填交付金はことしから廃止され、固定払いの半額に加え米価の下落は農家の経営に大きな打撃となっております。とりわけ政府が育てるとしている担い手や集落営農への影響は深刻で、そうした農家からは、これでは所得倍増どころか農家の持ち出し倍増だ。担い手潰しで後継者の確保どころではないと、怒りの声が上がっております。町として価格下落緊急対策奨励金の検討をしてみたいかということでお尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

きのう堀籠議員からも同様のご質問がございました。回答につきましても重複する

部分といいますか、ほとんど重複してしまうところがございます。そこはお許しをいただきたいというふうに思います。

平成26年産の水稻の作況指数でございますが、105のやや良となったところでございますが、仮渡しの概算金が本県の主力品種であるひとめぼれで60キロ当たり8,400円と近年にない低価格になったところございまして、今議員お話しのとおりでございます。

ことしの仮渡し概算金は、米の生産費を大幅に下回りまして、農家の再生産への不安や中核的な担い手農家にとりましては規模拡大意欲の減退等が心配される状況にあるものと考えております。来年以降もこのような低価格傾向となれば、国が進めようとしている農地中間管理事業によります農地集積にも影響が出るばかりではなく、農業離れに拍車がかかり、米の安定供給に甚大な影響を及ぼしかねないと危惧するものでございます。

県におきましては、農林漁業セーフティネット資金の貸し付け対象者に該当しない農業者が、つなぎ資金として農業協同組合から借り入れた運転資金に対しての平成26年産米の概算金の引き下げにかかわる金融支援策について、現在行われております11月議会に上程すると伺っておりまして、それらを踏まえまして、あさひな農業協同組合が集落営農組織及び認定農業者に対し要望量調査を行っているところでございます。その状況によりましては、県と連携しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

また、国や県の動向と概算金の追加払いや米、畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の発動状況を見きわめていきたいというふうに思いますが、町独自の価格下落緊急対策奨励金等の支援策につきましては、現状では難しいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、再質問をさせていただきます。

今回の価格下落の決定については、一様に大きな衝撃が関係者の間で走ったということでございますが、町としてこの価格下落、言ってみれば概算金の確定を承知したというか、認知したのはいつだったのか。それに対して、町としての考え方を担当課

あるいは執行者としてどのように認識をして、町の中でそれについての考え方を重ねたのか、あるいはどうだったのか。その結果を今日までの間にその関係者に対してどのようにお話をされたのか。お尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
まず、概算金の価格の決定についてでございますが、このことにつきましては、特段、特別早く知ったとかいうような状況ではございませんで、全農といいますか、あちらのほうで発表された段階でのそういう価格になったということについて正式に知ったところでございます。そのことについて、町でその概算金の金額についての特定した打ち合わせといいますか、そういったものにつきましては特別やっておらないところでございます。ただ、関係団体からそういったことについて、公式ではなく非公式的な話は我々も伺っている機会がありますし、また公式的に言えば、あさひなさんのほうからこういったことに対する対策について、全農みやぎでやっておられる対策等についての報告、それからあさひなさんからの要望、そういったものは受けておるところでございます。したがって、町のほうから生産者の方々に、このことに対しての情報の発信といいますか、こういった対応ということについては今のところやっておらないのが現状です。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）
今年度から政府が新規需要米奨励というようなことに政策を転換しております。米政策の転換が今回の米の価格に影響を与えたのかどうか。これは執行者としてどのようにお考えか、お尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

米政策の転換について、今回国のほうの施策が変わったところでございます。そのことが直接的にこの概算金の価格に影響したのかということでございますが、制度が変わったことは事実だというふうに思っておりますし、その基本的なスタンスとしまして固定的な補助または差額に対する補填とかが前はあったわけでございますけれども、そういったものについての見直しということについての変わり方については、確かに固定的なものが半分になったり、それから米価の変動補填交付金あたりがいわゆるナラシのような形になったりということでございますので、安定的な部分、価格の保証からすれば少しといいますか、変わったところはあろうというふうに思いますけれども、そのことがこの価格の概算金のマイナスに直接つながったというふうには考えてはならないところでございます。あくまで需要と供給のバランス、または作況の問題、そういったことの影響で今回の価格の下落、そういったものが大きく影響したものというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、もう1点、お尋ねをします。

宮城県、東北地方で震災があって、その後に仙台の南部あるいは石巻の被災した農家、これらについてかなり大規模化をして生産を再開し始めたところがございます。宮城県独特の事情というか、そういったものがこの3割近い米価の下落に、その大規模化したところほど専業農家あるいは集団営農組織だとかそういったところに直撃をしているわけですね。再生をしようとした矢先に直撃をしている。それは被災地だけではなくて、今言ったように国策として集団化あるいは大規模化という方向にシフトした途端にこういう価格がついてこないとか、価格だけが下がってしまったと。こういうときに、やはり何らかの手を打たなきゃいけないとか、それは当然言ってみれば第一義には国がしなければならぬというふうに思うんですが、それが現在の状況の中ではなされていませんし、国として決めたシナリオどおりにはなっていないと。こういう緊急時なわけでありまして。そういったときに、身近な自治体の中でできる対策ということは、これは打って当然ではないかというふうに私は感じるわけです。そういった緊急避難的なものがあってこそ再生産にも当然結びつきますし、その間に大

きな中での議論を進めていただいて、それが来年度以降の政府の方針に反映されなければならないというふうに私は考えるんですが、こういう考え方はいかがなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
こういった状況の中で地方自治体がやるべきことがあるんじゃないかということだというふうに思っております。できること、できないことがある中ではございますけれども、やるべきことと申しますか、お手伝いできることについてはするべきであろうと思います。その内容につきましてはいろいろあるというふうに思いますが、やはりその中でもできる、金額的な問題もございまして、そういったこともございまして、そのやれは幅はいろいろあると思いますけれども、できる中での対応と申しますか、それは自治体としてもやるべきことはあるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

答弁の中からでちょっと気になった点をお尋ねをします。

ナラシ対策の発動状況を見きわめたいというようなお話であります。これはもうご承知のとおり来年の6月ぐらいの対応になる。ですから、来年の再生産費には全く効果をなさないものであります。そういったご認識をお持ちでこのようにお書きになられたのか。要するに、今の緊急時に対してこういったものを、あるいはその内容も定かでないし、全国のこの3年間の数字をならしてみると、一説には10%ちょっとぐらいの差額になるのではないかというようなことで、全く期待できないのではないかというふうにも言われております。そういったことが果たして町の今後の対応に何らかの影響を及ぼすのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、ナラシ対策というものは、その年の米が生産されてから出てくるものですから、当然すぐ出てくるものではございません。おっしゃるとおり来年の5月か6月ごろではないか。そういった農業団体のほうでは、そういったものを早く出すようにということで、いろいろそれぞれ上部団体といたしますか、そういったところにいろいろ交渉はしているようでございますけれども、普通は5月、6月でございます。したがって、来年の生産費については、そのものは期待できないということでございます。これは米の生産の中では常にそういう状況がございまして、時期的に精算金というんですか、そういう形の中で、一度に来るものではないということではなるといふことだといふことは十分認識しております。

そういったことでございますので、先ほどありましたけれどもつなぎ資金とかそういった形でという考え方、これは農業団体のほうでも持っておられるようでございますし、それに対して国、県等でもいろいろ考えておられるということでございますので、そういったものについての応援といたしますか、協力体制といたしますか、そういったものができるかといふふうには考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それと、最も気になったのは、その支援策については、町独自の支援策については昨日のご回答の中でもそのように申されてましたし、現状では難しいんだというお話なんですが、その根拠は一体何なのかということなんです。難しいとする根拠。それは、先ほど一番最初に伺ったことにもつながってるんですが、全農みやぎのほうで概算金の価格を決定したということが承知した段階で町としてもそれを把握したと、承知したということでもあります。それは9月8日だったわけでありまして。このことについて、県の村井さんも9月17日の会見で、これは一大事だという認識を持っているというようなことを申されております。今伺った範囲の中では、何も検討してないし、何もコメントも出してないというような状況の中で、答えだけが難しいというのは一体どういうことですか。何もしてないのに答えだけが出てるといふのは全く理解できないんですけれども、ここで言う難しいとした理由といふのをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、価格を把握した段階でいろいろ機会のある方はそういうお話をする機会があるかというふうに思いますけれども、それは立場立場だというふうに思います。

それから、そのことについて関係者の方々に考えを伝えていないということなんでしょうか。その村井さんのように会見で言えば皆さんに伝わるということなのかもしれませんが、大変であるねということについての認識をしてるかどうかということについて、住民、農家の方々に伝えていなかったのかという話になりますが、それは現実的に伝えていなかったというのが現状でございます。そういった機会もないですし、改めてそういった皆さんにそのことについてお話しする機会を設けませんでした。ただ、いろんな機会にお会いする中では大変だねということは、私も農家でございますのでお話、そういった部分での認識はしておったところでございます。

それから、支援策が現状では難しいということでございますけれども、支援策につきまして、一つ、どこまで、この支援策という言い方につきまして、私は価格下落奨励金というものについての支援という意味で申し上げたところでございまして、決して全てを難しいと言ってることではなく、ですからここにも書いてありますけれども、つなぎ資金等についての利子的な補助とかそういったことについては考えておるところでございますが、まだ決定はしておりませんが、ですから、この難しいというのについては、あくまで、私、この価格下落緊急奨励金というのは、1俵当たり幾らというような奨励金というふうに考えましたので、そのことについては難しいということでここにあらわさせていただきました。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

全くそのことを私はお尋ねをしたんです。この私が申し上げた、名前は別として、町として緊急対策として独自の予算を使って支援をしたらどうですかということをおっしゃったのに対して、何も検討してないのに難しいというのは一体どういうことなん

だということを申し上げたかったんです。

ほかがどうだからだとかということではないですが、今までのやりとりを昨日から聞いていても、私とのやりとりを聞いていても、町としての姿勢がさっぱり見えないんです。ですから、町としては、このことについてはできればさわりたくないということ認識をされているのかどうかということも含まっちゃうんです。その本気度というんでしょうか。そういったことで言うと、福島県の鮫川村、これは独自の予算を使って主食用米反当たり1万5,000円、緊急対策として出しております。総予算で3,500万ぐらい。言ってみれば無謀な決定とも言われる方も中には出てくるかもしれませんが、でも、その村はトップダウンでそういう決断をしたんです。それを大和町のことしの作付面積に割り当てると、大和町の面積で言うと2億3,000万弱ぐらいの予算を使うことになるわけです。反当たり1万5,000円を町で出すとすると、でも、その村は決断をしたんです。だから、それは苦渋の決断、いろいろ内部でも検討されたんでしょう。

検討もしないでできませんということでは、やはり町は農工並進の町として農業は主産業、主力産業として少なくとも位置づけをしている大切な産業であると思います。今回の町長の冒頭の挨拶の中でも、企業誘致等々についてはさまざまな観点からご紹介、報告がございました。このことについては、一言でも触れましたか。並進の町です。どうでしょう。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
冒頭の挨拶の中でそのことに触れたかということですが、そのことには触れておりませんでした。

議 長 (大須賀 啓君)
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)
1,490ヘクタールぐらいが主食用米作付面積と言われております。先ほど1万5,000円を仮に予算化すると2億3,000万。500円だと750万ぐらいなんです。そういうこと

で、ほかがこうだとか、ああだとかということではなくて、町としてこのことに正面から向き合って、国策だから、あるいは県がそういったことを検討してる、農協がこういうことをやってるということではなしに、町としてはどういうことをコミットメントできるのか。再度検討すべきと思いますが、伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったものについて検討すべきということですが、やり方はいろんなことがあるんだというふうには思っております。1俵当たり幾らという試算、こういったことはやっております。そういった中で、今の状況では町としてはできないというお話をさっきいたしたところでございます。それぞれ、鮫川村でやってるとかそういった独自の考え方、取り入れ方あるというふうに思っておりますが、町としてそのやり方について、俵数、1俵掛けるどのくらいということも試算はいたしてはいたしましたが、それがなかなか現実的でないということ。

それから、ほかは関係ないというふうにはおっしゃいますけれども、集荷団体といえますか、そういった方々ともご相談はさせていただいておるところでございましたが、現状なかなか経営の問題もありということもあります。そういったことで、検討を全くしないに等しいと言われればそうかもしれませんが、そういった試算というのはやった中で現在判断をしております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

このことについては、トップの決断以外これを前に進めることは全く不可能だというふうに私は認識をしております。再度執行者として十分にお考えをいただいて、時は既に9月から10、11、12と3カ月過ぎております。もう一度真摯な検討を求めて次の質問に入ります。

議案の全文公開についてお尋ねをいたします。

議案書等、報告資料、議会・委員会の審議に係る資料を含むということで、大和町

のホームページ上に公開してはどうかと。目的は、積極的な情報公開によって、町民の町政への参画を推進することにあります。現在は、これらのことがホームページ上には公開されておらない状況であります。なぜなのか、お尋ねをします。

議案内容の公開は最も基本事項でもあり、早急な公開が求められております。また、委員会審議が本会議同様テレビ中継の導入をも勘案するとすると、公開が当然必要となるものと考えております。その他の資料も労力がかからない範囲で原則全部公開すべきと考えておりますが、議案書等をスキャニングしPDFファイルに変換した後ホームページ上にアップすることで現状の事務作業の範囲で対応が可能となる。早々の対応を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問ですが、まず現在の町のホームページの概要、ご承知かと思いますが、改めて述べさせていただきたいと思います。

本町のホームページにつきましては、職員が平成8年度中に作成いたしまして、平成9年の4月1日に開設したものでございまして、他の自治体には例のない独自のデザイン化されたものになっております。また、ホームページの内容更新に当たりましても、電算係が各課の要望に合わせて要望のとおりに掲載をしているものでございます。しかし、多くの自治体のホームページデザインにつきましては統一化されたものになっておりまして、これを見なれている方にとりまして本町のホームページは見づらいとの声が多く寄せられているのも事実でございます。このため、平成26年10月からトップページの新着情報、更新情報や便利情報をわかりやすいデザインに変更し、一部の変更ではございましたが、町民の方が少しでも見やすいような更新を行ったところでございます。

しかし、本町のホームページの刷新を考える時期にあることも考えまして、現在多くの自治体で導入しております担当部署で作成した内容や情報を担当部署がホームページ上にアップできるパッケージ方式のシステムと、今までどおりの電算係が管理するパッケージ方式とで検討をしているところでございます。いずれの方式によりますホームページシステムを導入した場合でも、データを新たに導入するホームページシステムの方式に変換する必要が発生いたします。これから各メーカーのシステムデモ

によりまして研究、検討することとしておるところでございます。

議案案件につきましては多くの自治体で公開されておりました、本町につきましてもホームページの議事録内容で確認できる状況になっております。しかしながら、議案内容の公開に関しましては、ご質問のとおりスキャニングしてPDFファイルにする作業が発生いたしますので、新ホームページシステム導入にあわせて可能なものから考えてまいりたいと考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、再質問をさせていただきます。

この議案書等について、俗に言う行政の告示物としての対象になっているのかどうか。そしてまた、それをされているとすれば、どのような方法で告示をされているのか。

そして、議会の傍聴者に対しては何部か準備をして、それを閲覧というんですか、ごらんになっていただくような体制はとっておりますが、プレス関係について、この議案書等、その情報についてどのように扱いをされているのか、お尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

告示物なのかということですが、議案関係とかそういった題目、日程とかそういったものについてはそのように考えておりますけれども、その内容ということまでについてはそこまではないのかなと。ないのかなというか、今やってない状況にあるわけです。そういうことです。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

答弁漏れあったんで再度聞きますが、その議案書等についてプレス、要するに報道関係者に対してどのような取り扱いをされているのかというのを、次の質問と一緒にお答えをいただきたいというふうに思います。

その告示物にされているかどうかというか、実際に今してないというような現状だというお話ですけれども、それはなぜなのかということでもあります。なぜしてないのかと。今後もそれをお続けになるのかということでもあります。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、報道関係者についてでございますが、こちらから提示、投げ込みとかそういう状況ではございませんが、おいでになったというか、取材に来られたといいますか、そういったときには提案といいますか、お示しをしてるということになります。

それから、なぜ案件まで、内容まで提示しないのかということでございますが、こういうことを言ったら、これまでの慣例といいますか、そういう形でやってきているというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

おっしゃるとおりだと思います。必要性を今まで感じたことがないということが現状だというふうに思います。これは早速直していただいて、改めて私、けさも掲示板、拝見をさせていただきました。その中には、入札関係やら、あるいは職員の採用関係やら、具体内容のものを掲示してございます。そういったものについては、ホームページ上にも当然その情報が出ているわけでありまして。だから、ホームページ上にも出ないということは、そういう必要性を認識していないということが前提であります。

これは、もう要するに議員に対して招集をするという案内がそれぞれに渡るわけでありまして、これと同様に広く町民にも告示をしなければならないというのが前提だというふうに思います。ですから、今までは、そのところについて足りなかったということでないのかというふうに思います。それをどうこうということではなくて、今

回の趣旨にありますように、町民と情報を共有するという観点から、それはあって当然ということで、議会に対して議案を提示するという事は、それはもう議会というのは要するに町民に対して提示するという事ですから、それは広く示さなければならぬというふうに思います。今の掲示板にも告示してないということによると、全く町民はその情報を得る機会を持たないということでございます。町長が標榜する情報の共有、そういったものにも合致すると思っておりますがいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず告示についてはそのとおり、そういう形ではしてたということ。これまで出してなかった慣例でということで申し上げました。そういうことで、出してなかったんです。議事内容につきましては出してるということです。ですから、その辺でちょっと、それでわかっていたいただけるかなというようなことがあったような状況なのかという気もいたしますが、なおこの辺は調べてみたいという、調べるといいますか、告示についてこちらもお確認をしてみたいというふうに思っております。

これは議会の議案の件だというふうに思っておりますが、ここの議員の質問の中には、報告書、議会・委員会審議等々ございます。これにつきましては、例えば補正予算のものの説明とかそういったこともございますので、そういったものについて出していいのかという問題もあるんだというふうに思っておるんです。事前に金額とか出てくる可能性もありますので、そういったものについて出すもの、出せないものというものも一部あるんじゃないかというふうにも考えますので、その辺については今後いろいろ告示も含めてこちらでも勉強してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

議会、議案関係の中身は一切現在は掲示板にはありませんので、先ほど申し上げたのは入札のご案内だとか、あるいは職員採用のことだとかというビラは張ってありま

したということ。それに対して、議案関係は一切出てませんよということを申しあげました。ですから、それは早急に手を打っていただいて、予算関係のお話等ございましたけれども、これも原則としては議会で審議する資料として提出する分については、当然その対象に入れるべきだというふうに私は思います。何の隠し立てする理由もないと。こういう案件が出たけれども、その結果についても当然後追いで、それが可決したんだとか、否決したんだとか、そういうことで常に情報を共有していくということが理想の姿だろうというふうに思います。早急な検討を求めたいというふうに思います。

特に、ご承知のとおり、大和町議会、今年の12月20日に議会基本条例を制定させていただいて、その頭に情報の公開と住民との共有を掲げております。そういった意味からも、今後議会としても当然取り組んでいかなければなりませんけれども、片手落ちではいけません。執行部が率先してその姿を見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しました予算関係と申ししたのは議案ではなくて、例えば常任委員会とかそういった議会にかける前の案件についてということでございますので、そこを誤解なさらないようお願いしたいと思います。

また、そういうことで、議会にかける案件につきましては、そういった題名も出てるわけでございますので、その公開することについては何も同じ内容だというふうには理解します。

なお、告示の方法とか、先ほども言いましたけれども、我々も再度確認をさせていただいた中で今後対応を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

もし公開できないとすれば、それは個人情報の範囲に限るということだろうというふうに思いますので、早急な検討の上、善処を求めて次の質問に入ります。

バックデータについてということでございます。

住民基本台帳や町で管理する各種行政データ、議会データの保管バックアップは、再三質疑をさせていただいてきております。現状の運用状況を改めて伺うとともに、現状それで万全なのか、認識をお尋ねをしたいというふうに思います。

そして、さまざまなアクシデント、要するに天災、人災、そういったものを含めた災害時に想定したシミュレーションというんですか、その課題について十分な対策をおとりになっていらっしゃるのか、お尋ねをします。

議 長 (大須賀 啓君)

途中でありますが、暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、バックデータの件でございますが、本町の電算にかかわりますデータといたしましては、基幹系システムであります住民基本台帳データ及び税等データと職員が日々事務として使用しております情報系データ、ここには議会のデータも含まれますが、その2つに分類して管理をしております。この2つのデータにつきましては、サーバー室に一元管理をされているところでございます。

執務室で職員が操作しております窓口用の端末や職員用端末のシステムにつきましては、端末自体にデータを格納する媒体は設置しておりません。このことは、端末自体が盗難や故障など不慮の事故に遭ったとしましても、データの漏えいは防げる状態となっておりますところでございます。

また、各端末からデータを別の媒体にコピーすることについても、指定しました暗証番号つきで暗号に変換されたUSBメモリースティックを利用しておりまして、USBメモリースティックの管理につきましては、課長、班長が管理しておるところでございます。

地震など不慮の物理的なことに対する対応といたしましては、サーバー室内に設置してありますサーバー棚は免震システムを導入しておりまして、さきの東日本大震災の震度6弱にも十分耐え、電算システムがストップすることはありませんでした。

次に、データのバックアップ体制でございますけれども、基幹系データに関しましては毎日バックアップサーバーとDATテープ、DAT、DATテープで保存しております。情報系データにつきましては、ミラーリングサーバーとバックアップサーバーに毎日保存しているところでございます。また、戸籍につきましては、本町戸籍バックアップサーバーに保存され、さらにLGWAN回線を経由しまして日本に2つある戸籍副本データセンターのうち、本町のデータは西日本の戸籍副本データに送信されて保存されている状況でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、再質問をさせていただきます。

具体的な例でお尋ねをしますが、例えば電算室、サーバー室というんでしょうか、これが何らかの事情、災害を含めた何らかの事情でそこにあるデータが消失したとした場合の想定というのはされておられますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

部屋がということでございますけれども、機械に入っているのが1つということと、さっき申しましたがテープで保存してる部分がございます。これは保存も今現在はその部屋にはあるのですが、別個に保存しておりまして、それにつきましては、そういうことで2つに分けておるといふ状況にあります。2つともという、例えばそういう

ふうになったときについては、そのデータはなくなってしまう状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ですから、それを想定しなきゃないということを再三議論してきたつもりで、現状も変わっていないということです。こぶる残念であります。残念で済むことではないんですね、これがあった場合には。大変な思いをするのは誰かということ、今向かわれてる方々がその復旧に対してどういう手を打ったらいいのかということから考えなきゃないというような状況であるというふうに思います。行政として、その保存、保管については早急に検討していただきたいということを再度申し上げたい。

こういった状況ですから、押しなべて他の部門、教育長部門あるいは議会としても必要なさまざまなデータがどのようになっているかというのは推して知るべしというようなことなのではないかというふうに感じております。

もう一つ提言をさせていただきますが、そういった現状を真摯に受けとめて、行政データでどういったものをどのような保存というか、バックデータアップをするかということリスト化するというものを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

すみません、質問の意味がいまいちあれなんですけど、リスト化ということは、行政データいろいろあるわけですけども、この行政データはこういう保存をしましょう、こういう保管をしましょうという意味のリスト化という意味でしょうか。そうですね。わかりました。

今データにつきましては、先ほど申しましたけれども、住民データ及び税データと、それからいわゆる情報系データに2つ分けてるというふうに申し上げました。それで、住民データとかそういったものにつきましてはDATテープに、そしてそのほかにつきましてはミラーリングという形で2つ、複数にはあるわけでございますけれども、

どちらもサーバー室にあるという状況でございます。このDATテープデータとかそういうものについて別場所で保管するという方法もあるのかもしれませんが、このデータ、全く別なクラウド化するとかそういうことについていろいろ検討はしているところがございますけれども、非常に難しいといたしますか、ここはよくてもあっちがそうなったらどうなんだと、いろいろなことを考えるような状況にあるのが現実だというふうに思うんです。ですから、ここになくほかにあったからそこが絶対だという保証はないということ。あと、1カ所に集めた場合に、この前のベネッセでしたか、ああいうような形の中で情報の漏えいということが全く、そこだから100%オーケーという状況ではないということ。そういったこともいろいろあるんです。それで、その辺の難しさがあるというふうに思っております。それで、検討をしてるところですけども、どれがいいのかということで。

あと、県とかで一元化するクラウド、別なクラウドです。これは宮城県のほうで少しちょっとおくれてるんですが、今おくれればせながら少しやってきてるという状況もありますし、そういったことで、おっしゃること十分わかるんですけども、これをじゃあどこにやったときが一番正解なのということです。戸籍にしましても、今東日本と西、分けてるんですけども、だったら絶対大丈夫かといったって、あっちだっ て何かあるかもわからないということがあって、これ水かけ論みたいになってしまうんですが、そういった中での一番いい方法ということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

先ほどお話ありましたリスト化ということでございますけれども、これはこういう重要性といたしますか、その分け方があるんだと思いますけれども、そういったものも保管の仕方によっては必要になってくるのかな。ちょっと勉強不足でそこまであれですけども、場合によってはAの保管、Bの保管、Cの保管という保管があれば、そういった分け方というのは、そういうことも場合によっては必要になってくるというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

リスト化ともう一つ、今のお話でご認識が当然おありになるんだろうというふうに思います。標準化、こういう形でこっちはバックアップしてますよと。こっちはこう

いう形ですよ。要するに、オリジナルになってるわけです。これは電算のシステムで何回か出てきた、オリジナルにするとそこでしか使えないわけです。コストもオリジナルにした分高くなるんです。だから、パッケージ型でしなさいというようなお話を随分してきました。ですから、このバックアップデータも標準化しなきゃいけないんです、基本的に。それで、一覧のリストをつくることによって、誰でも必要なときに、もちろんおっしゃるようなセキュリティーだとかそういったものは万全の上で、それはもう議論の外の話ですから。そういうことをしなければならないというふうに申し上げていますし、そういう検討を進めなさいということ強く申し上げたいというふうに思います。

現在、さきの震災を糧としてさまざまな形で企業さんあるいは地方自治体さんと協定を何か所か結んでおられますよね。ですから、そういったものにも、これもテーマの一つとしてお持ちになるというアイデアもあるんだろうというふうに思います。そのことについてお考えをいただきたいのと、あとはこの庁舎に移る際、あるいは30年の昭和の合併のときの、それ以前の各町村の資料等が現在に至る間にどこかでどういう形かという話を議論させていただきました。要するに、消失してしまってるという。そういうことは経験値としてあるわけですから、そういったことを起こさないためにも電子データ化で管理をする。議会で言えば議事録等については当然そのリストの中に入れてくるんだろうというふうに思います。このことについて見解をいただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

標準化が必要ということはそのとおりなんだろうというふうに思います。オリジナルというのは、場合によっては非常に問題があるといいますか、国の制度が変わったときとかでもそうなんですけれども、やはりパッケージの中であると組みかえも簡単にいく。また、プログラミングもいいということで、だから余り先に進み過ぎるのがいいのかというところではないような状況にあるのではないかとこのように思っております。今後といいますか、これからの場合、そういったオリジナル化というよりも標準化の中でやっていくのが費用的にもというふうに思いますので、そういう切りかえは必要だしやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、意外にうち

はオリジナルが多い傾向もありましたので、切りかえといいますか、今後はそういった傾向、流れ、やっていかなければいけないと思います。

それから、先ほど協定結んでるところとそういったデータの問題についての話し合いというお話もございました。確かにそういったこと、災害のあったときということで含まれるのかもしれませんが、そういったテーマというの、せっかく協定を結んでる中でございますので、やったらいいというふうに思っております。

あと、電子データ化、これをそれぞれ書類等につきまして電子データ化して管理が一番いいんだろうというふうに思います。ただ、それをやっていくというのについてもかなりの技術なり手間なり、こちらの整理なりということがありますので、今後のテーマとして捉えていかなければいけないというふうに考えます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

平時の備えで災害時の憂いはなくなるという観点で、ぜひ一歩も二歩も進めていただき、要はリストアップと標準化と電子データ化、キーワードはその3つということでございます。ぜひ次の質問の機会までには改善された姿でのより深まった議論がなされますことを期待申し上げて、今回の一般質問を終結いたします。終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第3「承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大和町一般会計補正予算）」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

あわせて、専決第1号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いしたいと思います。

それでは、1ページでございます。

承認第9号でございます。

1ページにつきましては、専決の承認をお願いするに当たりましての案文の記載となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

平成26年度大和町一般改正補正予算（専決第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出それぞれ1,118万2,000円を追加いたしまして、予算総額を98億5,507万6,000円とするものがございます。

予算補正の款項の区分につきましては、3ページの第1表によるものでございます。

この内容につきましては、衆議院選挙執行費に要します経費でございます。

それでは、別冊の事項別明細書の専決第1号の3ページのほうをお開き願いたいと思います。

事項別明細書の3ページでございます。

初めに、歳入でございますが、16款県支出金3項委託金1目総務費委託金5節選挙費委託金1,118万2,000円を計上いたしましたものでございます。歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

続きまして、歳出のほうでございますが、2款4項4目衆議院選挙執行費になります。12月2日に公示され14日投票日の第47回の衆議院議員総選挙に係ります補正予算につきましては、平成26年11月21日に専決処分をさせていただき、その準備に当たっておるところでございます。

1節の報酬につきましては、選挙管理委員会委員及び投票管理者、立会等に係ります報酬と3節の職員手当は時間外勤務手当、7の賃金については選挙広報等の配布に

係ります賃金関係、報償費につきましてはポスター掲示場に係ります御礼に係るものであります。旅費は委員の費用弁償に係る部分、需用費につきましては選挙事務用に係る消耗品関係であります。役務費につきましては、通信運搬、これははがき関係の部分、それから計数機等の点検手数料に係る部分、業務委託料につきましてはポスター掲示場の設置及び撤去に係る業務費用等になります。14節は会場借り上げ及び車借り上げ。備品購入につきましては、計数機等の国民審査等に係ります読み取り機器のソフト及びそのプリンターに係るものであります。

なお、12月14日の投票日につきましては、吉岡地区におきましては島田飴まつりが開催され、吉岡第1投票所、吉岡コミュニティセンターが祭り会場として使用されること。また、花嫁道中等で通行どめ等があることから、大和警察署に相談をし、混雑化を防ぐ意味からも大和警察からの指導も受け、臨時的に投票所を吉岡第1投票所につきましては大和町役場のほうに変更したものであります。

変更内容につきましては、12月の町の広報及び大和町のホームページ、さらには12月8日に選挙広報を配布する際、こういった形で第1投票区に係る部分の世帯数に毎戸配布をしたいというふうに考えております。このほか、防災行政無線、さらには前々日あたりから広報車を出して投票所の変更についてお知らせをして、遺漏のないような形で投票所の変更については行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第 4 「議案第 6 4 号 大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」
- 日程第 5 「議案第 6 5 号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
- 日程第 6 「議案第 6 6 号 大和町防災会議条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 6 7 号 大和町災害対策本部条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 6 8 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 6 9 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 0 「議案第 7 0 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例及び大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 1 「議案第 7 1 号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 1 2 「議案第 7 2 号 平成 2 6 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 7 3 号 平成 2 6 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 7 4 号 平成 2 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 7 5 号 平成 2 6 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 1 6 「議案第 7 6 号 平成 2 6 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 7 「議案第 7 7 号 平成 2 6 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 8 「議案第 7 8 号 平成 2 6 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 1 9 「議案第 7 9 号 平成 2 6 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 2 0 「議案第 8 0 号 損害賠償の額を定め、和解することについて」
- 日程第 2 1 「議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒル

ズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

日程第 2 2 「議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 2 3 「議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 2 4 「議案第 8 4 号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

日程第 2 5 「議案第 8 5 号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」

日程第 2 6 「議案第 8 6 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 4、議案第 64 号 大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例から日程第 26、議案第 86 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

それでは、議案書 4 ページをお願いをいたします。

議案第 64 号 大和町地域包括支援センター職員及び運営に関する基準を定める条例でございます。

恐れ入りますが、議案第 64 号関係説明資料の 1 ページをお願いをいたします。

初めに、条例制定の背景でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次地方分権一括法でございます。この制定に伴い、介護保険法の一部改正が行われ、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数、運営基準等を市町村が条例で定めることとなったところでございます。

次に、本町における条例制定の考え方でございます。

基本的な方針といたしましては、厚生労働省令に準じる基準を基本とする条例を制定するものでございます。

(1) といたしまして、人員に関する基準でございます。

地域包括支援センターの人員に関する基準は、従うべき基準として、次の厚生労働省令で定める基準どおりとするものでございます。

区域における第1号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満ごとに、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者を各1人ずつ、計3人を配置するものでございます。

また、一区域における第1号被保険者の数が6,000人を超えた場合におきましては、当該基準に従う比例原則を採用し、6,000人を超える当該区域におきましては超過した人数により、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ表に基づき配置する基準を設けるものでございます。

次に、(2) 運営に関する基準でございます。

本町の地域包括支援センターの運営は、厚生労働省令の基準に従い、適正な運営がなされておりますことから、参酌すべき基準として、基準どおりといたすものでございます。

申しわけございません。議案書4ページ、議案第64号にお戻りをお願いいたします。

この条例の制定に当たっては、ただいまご説明をさせていただきましたとおり、国の基準を踏まえて定めることとされており、国の基準どおり制定をいたしたいものでございます。

まず、第1条におきましてこの条例の趣旨を規定し、第2条では用語の意義、第3条におきましては基本方針を規定しているところでございます。

第4条では、職員数の基準を定めるもので、1つの地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、その他これに準ずる者を各1名配置することを規定しているところでございます。

第5条につきましては、委任規定を設けております。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いをいたしたいと思っております。

議案第65号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で

ございます。

恐れ入りますが、議案第65号関係、説明資料の2ページをお願いをいたしたいと思
います。

初めに、条例制定の背景についてでございます。

議案第64号と同様でありまして、第3次地方分権一括法の成立に伴い、介護保険法
の一部改正が行われ、指定介護予防支援等に関する基準等を市町村が条例で定めるこ
ととなったところでございます。

次に、本町におけます条例制定の考え方でございます。

①といたしまして、本町の基本的な方針といたしましては、厚生労働省令に準ずる
基準を基本とする条例を制定するものでございます。

②といたしまして、本町独自基準といたしまして、義務づけを行う項目として、
「事業者としての要件」、「介護保険制度の適正運営」、「事業所の業務負担」とい
う視点のもと制定するものでございます。

3といたしまして、町独自基準についてでございます。

①といたしまして、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件（第2条）
でございます。

介護保険法第115条の22第2項第1号におきまして、「市町村長は、指定介護予防
支援事業の申請者を条例で定めなければならない」と規定されているため、指定介護
予防支援事業者の指定に関する基準といたしまして、申請者の法人格の有無に係る基
準を定めるとともに、申請者、施設運営及び施設従業者から暴力団を排除し、安心、
安全なサービス提供に資するための規定を設けることとするものでございます。

厚生労働省のほうでは規定はございませんが、大和町条例案といたしまして、第2
条で指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件ということで、まず法人とす
ると。第2項で暴力団を排除するというものでございます。

次に、②運営規程（第19条）でございます。

厚生労働省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第17条におきまして、
事業所が運営規程に定めるべき項目を規定しておりますが、指定介護予防支援事業所
の運営におきましては、個人情報取り扱いには特に注意するものが多く存在すると
考えられるため、事業者に対してその取り扱いに関する規定を設けることを義務づけ
するものでございます。

厚生労働省令では、運営規程第17条でございますが、大和町条例案では運営規程第

19条としておりまして、6号に個人情報の取り扱いに関する規定を設けるものでございます。

続きまして、③記録の整理（第30条）でございます。

厚生労働省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第28条におきまして、指定介護予防支援の提供に係る記録の完結の日から2年間保存しなければならないと定められておりますが、サービス提供事業者に対して介護報酬の過払いがあった場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年とされております。このため、本来5年分の返還請求を行うべき事案でも文書の保存が2年間とされているため、サービス提供事業者に必要な書類が保存されていないケースが想定されるところでございます。

また、計画・サービス提供記録のほか、苦情及び事故時の対応等に関する記録につきましても行政に対する苦情相談時等に指導対象となる事例がありますことから、記録につきましては5年間保存とする規定を設けることとするものでございます。厚生労働省令では2年間保存しなければならないとありますが、大和町条例案のほうでは5年間保存しなければならないという規定を設けるものでございます。

申しわけございません。議案書7ページ、議案第65号にお戻りをお願いをいたします。

まず、介護予防支援事業であります。要介護認定におきまして要支援1または要支援2と判定された方に対しまして、要介護状態へ移行することを予防する観点から介護予防ケアマネジメントを行うもので、指定介護予防支援事業所である大和町地域包括支援センターが関係機関と連携をしながら事業を現在実施しているところでございます。

それでは、条例の主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

第1章第1条から第5章第34条までにわたって構成がされている条例でございます。

第1章は、総則といたしまして、第1条から第3条まで、本条例の趣旨、指定に係る申請者の要件、基本方針を規定しているところでございます。

第2章につきましては、人員に関する基準を定めるものでございまして、第4条及び第5条で従業者の員数及び管理者の配置基準を定めているところでございます。

第3章につきましては、運営に関する基準を定めるもので、第6条から16ページの第30条におきまして、指定介護予防支援の提供開始から記録の整備に至るまでの手続等につきまして規定をしているところでございます。

次に、第4章であります。介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めておきまして、第31条から第33条まで、利用者の要支援状態の改善または悪化の防止という介護予防の効果を最大限発揮するために基本取り扱い等を初め留意すべき事項等につきまして規定をしているところでございます。

第5章第34条につきましては、基準該当介護予防支援に関する基準を規定しているところでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 (遠藤幸則君)

議案書の25ページ、議案第66号になります。

大和町防災会議条例の一部を改正する条例でありまして、一部を次のように改正するというので、議案等の説明資料の1ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回の防災会議条例の改正につきましては、基本となります災害対策基本法の一部改正に伴い、町の条例の改正をしようとするものでございます。

まず、第2条であります。所掌事務の中での関係であります。災害対策基本法第16条第1項の改正に伴い、災害が発生した場合において、当該災害に係る情報を収集するというようなことから、防災に関する重要な事項を審議するというようなことでの重きを置くような内容での改正となるものであります。

第2条の第3号につきましては、水防法の改正に伴い、対応条項のずれにより32条を33条とするものであります。

第3条につきましては、防災会議の委員の数についてでございますが、これについては「25人以内」を「26人以内」とし、第8号に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加をするものでございます。

このことにつきましては、基本となります災害対策基本法の中におきまして、地方防災会議、いわゆる町の防災会議ですが、学識経験を有する者等を委員に選任できるようになり、委員として自主防災組織を構成する者また学識経験のある者のうちから

新たに知事が任命するものということで、県の防災会議に準じた形で町のほうも改正をするものでございます。

25ページの附則のほうに、議案書に戻っていただきまして附則でございますが、1項、この条例は、公布の日から施行するものでありますし、2項につきましては、この条例の施行の日から平成28年3月25日、これは現委員の任期の期間であります、平成28年3月25日までの間に任命される大和町防災会議の委員の任期は、改正後の大和町防災会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとするものでございます。以上でございます。

続きまして、26ページ、議案第67号であります。

大和町災害対策本部条例の一部を改正する条例であります。

同様に、新旧対照表のほうの2ページのほうをお開きいただきます。

この条例の改正につきましては、災害対策基本法第23条の2第6項を第8項にするものでございます。これにつきましては、この23条の2第8項につきましては、市町村の災害対策本部に関しては市町村条例で定めるとなった形で1項のずれが出てきたものでございます。

続きまして、27ページの議案第68号になります。

大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきに議案説明資料等のほうで説明を申し上げたいと思いますので、総務課で用意しておきました議案第68号及び議案第69号関係のほうについて説明を申し上げたいと思います。

お開きいただきまして、今回の改正の内容につきましては、人事院勧告に基づく内容に沿った形での給与改定を行うものであります。人事院につきましては、8月7日に一般職の国家公務員の給与及び給与制度の総合に関する実施について国会及び内閣に勧告がされております。その勧告の内容でございますが、まず1点目でございますが、官民較差等に基づく本年度の給与の水準の改定であります。この内容につきましては、平成26年4月からの遡及適用のなるものであります。

①月例給につきましては、平均0.3%を引き上げるものであります。

②につきましては、ボーナス、いわゆる勤勉手当に関しましては0.15月引き上げるものでありまして、この件に関しましては26年の12月支給分からの実施というふうなことであります。

③その他の手当の部分であります、いわゆる通勤手当に係る部分であります、これの引き上げを行おうとするものであります。

大きな2番目の給与制度の総合的な見直しであります。平成27年4月施行に係るも

のでありまして、暫定期間を置きまして平成30年4月から完全実施する内容でございます。

①地域間・世代間の給与配分の見直しということで、俸給表及び地域手当の改定の内容であります。

まず、全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均で2%引き下げるもの。この新たな移行のために経過措置がありまして、この分は3年間は現給保障がされるもので、内容であります。

また、地域手当、(2)によりまして地域手当の支給の地域の見直しがあるものであります。

②につきましては、諸手当の改定であります。当町に関係する部分については、3番目、臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対し管理職員特別勤務手当を新たに支給するものでありまして、管理職の特別勤務手当は、現在は土日、祝日に関しての支給がございますが、新たに平日の深夜勤務、災害等の関係であります。これに対して新たな支給を行おうとするものであります。

この見直しに係ります原資として、平成27年1月の昇給1号俸抑制をし、その1号俸の原資でもってこれらの手当に充てるというような形の内容でございました。

続いて、2ページのほう、ごらんいただきたいと思えます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案でありまして、いわゆる特別職に係る部分であります。法案概要の②番目、一般職に準じて、ボーナスの支給月数を引き上げるものであります。内閣総理大臣については年間2.95月分を0.15月分引き上げて3.10月分とするものであります。

2番目としましては、給与制度の総合的な見直しの関係であります。平成27年4月施行ということで、一般職の指定職員に準じて平均で2%引き下げるという内容であります。

これら人事院勧告を受けまして、町の対応であります。

3ページになります。

まず、26年度分の関係であります。一般職の給与につきましては、平成26年4月に遡及して0.27%引き上げをするものであります。賞与につきましては、勤勉手当を12月期に0.15月引き上げをして、再任用職員については0.05月引き上げをしようとするものであります。

手当につきましては、通勤手当、通勤距離数に応じて100円から7,100円までの引き上げをするものでありまして、10キロ未満を「4,100円」から「4,200円」に、以下、

35キロ未満を「1万8,500円」を「2万1,600円」にそれぞれ改正を行うというものであります。

特別職につきましては、期末手当を12月期に0.15月引き上げをするものでありまして、全体としては3.10月に改定を行うものであります。

手当につきましても一般職と同様な形での対応であります。

今般、その給与条例の改正についてお願いをする状況になります。

平成27年度分の関係であります。

まず、給与に関しては平均2%の給与減額であります。これは見送りで検討させていただきたいと思っております。地域手当を1級18%から20%への改正により、地域手当支給割合が増加分を給料の減額で対応するというようなことではあります。平成27年度から29年度までの3カ年については現給保障制度があり、平成30年度は実質減額となるものであります。これについては現給保障制度があるというようなことも踏まえて、今後の社会情勢によっては実施を検討するという内容で、今回については見送りでの検討の内容であります。

昇給につきましては、27年1月の昇給月におきまして1号俸抑制というようなことであります。これも現給保障の関係もありますので見送りの検討であります。

賞与であります。今回の0.15月を平準化するというような内容であります。今年度については勤勉が6月で0.675月、12月で0.825月であります。これを6月、12月ともに0.750月に改正をするものであります。

地域手当については、当町は特に該当しませんが、勤務地仙台市の場合は6級地にありますが、仙台市においては変更はありませんので、これも見送りでの検討でございます。

管理職の特別勤務手当の範囲ですが、これは実施の予定で、深夜勤務の場合も課長、局長、月で1回につき6,000円、室長、対策官、参事では月に5,000円の内容であります。

特別職につきましては、27年4月の2%減額であります。これにつきましては他市町村の例、それから同規模等の市町村の例を踏まえて見送りの検討をさせていただきたいというふうに思っております。

この27年度分につきましては、現在、後で説明申し上げますが、行政組織職制の見直しも含めて新たな形で3月の定例議会において提案をさせていただきたいと考えております。

それでは、議案書のほうに戻っていただきたいと思います。

議案第68号大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

新旧対照表の3ページのほうになります。

まず、14条につきましては、通勤手当の額の変更であります。先ほど申し上げましたとおり、距離数に応じてそれぞれ改正をするものでありまして、5キロから10キロにつきましては「4,100円」から「4,200円」に、以下、4ページ、片仮名のものでありますが、60キロメートル以上である職員につきましては「2万4,500円」から「3万1,600円」にそれぞれ変更するものであります。

5ページの勤勉手当につきましては、第23条、旧のほうは「100分の67.5」につきましては「100分の15」、0.15月の引き上げの「100分の82.5」にするものであります。再任用職員につきましては、同様に0.05月分、100分の5引き上げた内容になるものであります。

6ページにつきましては、給料表の1級から6級のそれぞれの変更内容であります。以下、これが10ページまでとなります。

では、議案書の32ページのほうをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。

施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大和町職員の給与に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第23条の規定は、公布の日から適用するものであります。

2項、給与の内払であります。改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

3項については、規則への委任であります。

続いて、議案第69号であります。

議長（大須賀 啓君）

副町長、ここで休憩します。（「いいですか。副町長ですけども、やはり総務課長兼任だと思うんですよ。やはり議事録にも載るんでありますから、やはり総務課長の仕事で今やってるんでしょから、副町長という指名は、私、いかなものかと思うんですけどもどうでしょうか。総務課長は総務課長と任命しないと、ちょっとこんがらかってしまうところがあるだけですけども。皆さん、どう思うかわからないけれども。私は、やはり総務課長の仕事で言ってるならば副町長ということはないんでないかなと思うんですけどもいかがでしょうか」 「賛成」の声あり）

じゃあ、今後そういうことで、総務課長ということで進めます。（「はい、お願いします」の声あり）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

よろしくどうぞお願いをいたします。

議案第69号、議案書の33ページでございます。

その前に、大変申しわけないんですが、先ほどの説明資料の議案第68号、第69号関係の3ページのほうをちょっとお開きいただきたいと思います。

文字の訂正をお願いしたいところでございます。備考欄のほうの平成27年度に係ります管理職特別勤務手当の範囲の拡充の部分の備考欄、「課長、局長1回に月6,000円」というふうな表現に捉えられてしまうんですが、これは漢字の「月」ではなくて「1回につき」、平仮名で「1回につき6,000円」。同様に、下の欄につきましても「1回につき5,000円」という形で、「月」ではなくて平仮名の「つき」に直していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の33ページ、議案第69号になります。大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表は11ページでございます。

第3条その他の給与の関係であります、期末手当の額を0.15月分引き上げ、100分の15引き上げて「100分の155」から「100分の170」といたすものであります。

議案書のほうの附則であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第70号でございます。大和町心身障害者医療の助成に関する条例及び大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨としましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律が一部改正されたことに伴い、大和町心身障害者医療の助成に関する条例並びに大和町営住宅管理条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第70号説明資料の条例新旧対照表、12、13ページのほうをごらんください。

改正内容につきましては、法律の題名が改正されたことによる条例に含まれる法律名を改めるものでございます。

旧のアンダーライン部分であります「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」とされているところが新のアンダーライン部分であります「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改められるものであります。

議案書のほうに戻っていただきまして34ページをごらんください。

第1条、大和町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条のただし書き、それから第2条、大和町営住宅管理条例第6条の2第1項第5中の法律名を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例規定につきましては、平成26年10月1日からの適用となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

議案書35ページ、議案第71号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料の議案第71号関係の資料のほう、お願いいたします。

改正の背景・趣旨でございます。

(1) で大和町母子・父子家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭の母または父及び児童を対象としており、母子・父子家庭の母または父については、母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子またはこれに準ずる男子で児童を監護している者と定義しております。

今回、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により、「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正され、題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたものです。また、父子家庭の定義が新たに追加されております。

また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する法律によりまして、法律の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改められたものです。

(2) 番目で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により、保護命令を受けた母または父及びその者に監護されている児童について、平成25年8月9日付の宮城県の子育て支援課による通知により支給対象とされましたことから、今回の改正に伴い整理をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

大変申しわけないんですが、新旧対照表、資料がダブっておりますが、こちらで説明をさせていただきます。

第2条第1項に次に各号のいずれかを加えております。

第2条第1項第1号、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と題名の変更をしております。

次の行中ごろ、「又は」の次に「配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）第10条第1項の規定による命令を受けた者」を加えております。

同じく、2号は、父子家庭の父の定義が規定されたことにより文言の整理をしております。

また、前号と同様に、「又は」の次に「配偶者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）第10条第1項の規定による命令を受けた者」を加えております。

3号は、父母のない児童の定義が規定されたことにより文言の整理をしております。

3ページをお願いいたします。

3条2項2号は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と題名の変更をしているものでございます。

第4条1項は、「次の額」を「次の各号に定める額」と改めているものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものでございます。

次のページになります。ただし、次に掲げる規定は、25年8月9日から適用するものです。この条文につきましては、改正規定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により保護命令を受けた母または父及びそのものに監護されている児童が助成の支給対象となったものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長内海義春君。

財政課長 （内海義春君）

それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

あわせて、事項別明細書第6号ということで別冊の資料もございますので、それらもあわせてご準備のほうをお願いいたします。

それでは、議案第72号 平成26年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9,554万3,000円を追加いたしまして、予算額を99億5,061万9,000円といたすものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、38ページの第1表によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加でございます。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の額について変更をいたすものでございます。

それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

事項、それから期間、限度額とございますが、期間については省略をさせていただきます。ければと思っております。

初めに、戸籍総合システム賃貸借2,410万円であります。続きまして、小中学校標準学力調査事業567万円であります。小学校教師用前期指導書・教科書整備事業848万円あります。小学校の定期健康診断（循環器等）業務148万円あります。中学校の定期健康診断（循環器等）業務132万あります。小学校新規教員等パソコン整備事業185万円あります。中学校新規教員等パソコン整備事業43万円あります。小学校職員室用パソコン再設定業務53万円あります。中学校職員室用パソコン再設定業務27万円あります。以上、9件でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、第3表、地方債補正、変更でございます。

初めに、無線放送施設整備事業の変更であります。こちらにつきましては防衛省補助事業で実施しております防災行政無線整備事業に係ります起債でありまして「7,330万円」から「9,710万円」へ2,380万円の増額を見込むものでございます。

続きまして、公立学校施設整備事業の変更につきましては、小野小学校校舎増築事業に係る起債でありまして、「8,910万円」から「9,470万円」へ560万円の増額を見込むものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページのほうをお願いいたしたいと思っております。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金第1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、2節障害者援護負担金2,755万8,000円、3節児童手当負担金603万円、4節児童福祉費負担金40万円は、歳出見込みによる調整であります。

2目教育費国庫負担金1節小学校費負担金422万7,000円は、小野小学校増築事業に係る国庫負担の追加を見込むものでございます。

2項2目9節の社会福祉費補助金は、年金生活者支援給付金支給準備に係る事務取扱の交付金でございます。77万2,000円を見込むものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金につきましては、2節障害者援護負担金1,377万9,000円、3節児童手当負担金117万8,000円、4節児童福祉費負担金20万円は、歳出見込みによる調整であります。

同じく、2項県補助金4目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金につきましては農業経営の法人化支援事業に対します補助金40万円と農地情報公開

に向けた整備に要します補助の農地集積・集積化対策費補助金219万8,000円見込むものでございます。

同じく、3項県委託金1目総務費委託金につきましては、統計調査費の委託金でございます。工業統計調査費、国勢調査費の区設定費、経済センサス調査に係る委託金でございます。

4ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、歳出見合いで計上いたしてあります。919万円となっております。

21款諸収入4項受託事業収入につきましては、自転車競技場管理受託事業収入とし、県スポーツ振興財団から受託費の追加を見込むものでございます。

22款町債につきましては、先ほど説明いたしました、総務債の無線放送施設整備事業は防災行政無線施設整備事業に係るものでございます。教育債の公立学校施設整備事業は、小野小学校増築事業に係るものでそれぞれ追加を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 (遠藤幸則君)

5ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、前段でご説明申し上げました人事院勧告等に伴う調整を行ったものでありまして、以下、各款の人件費につきましては説明を省略させていただきます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

続きまして、同じ5ページでございますが、5目財産管理費でございますが、11節需用費であります。光熱水費につきましては庁舎の電気料金の増額をお願いするもの、修繕料につきましては庁舎の空調システムの修繕でございます。現在8基あり

ます冷温水発生装置のうち1基につきまして圧縮機、コンプレッサーでございますが、こちらのほうが交換に要します費用をお願いいたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

6ページ、7目電子計算費13節の委託料につきましては、年金生活者支援給付金支給に伴います準備によりシステム改修の業務委託料に係るものであります。

13日の無線放送施設整備費につきましては、さきに8月6日の第7回の臨時議会におきまして契約をいただきました防災行政無線施設整備事業費の工事の請負残額の方、これにつきまして新たに追加工事費として追加をするものでありまして、それに伴う事務費関係について調整を行ったものでございます。前回の契約案件については全体事業費を3億9,000万ほど、入札については2億3,671万2,000円でございます。このことから、入札差金として1億5,373万6,000円が生じたことにより、防衛側との協議の上、その2として再送信子局として2基、これは小鶴沢と難波地区に、屋外拡声器を30基、主に吉岡の一部と吉田、宮床方面に設置をしようとするものでありまして、11月21日に東北防衛局からの承認を受け、現在11月25日から12月8日にかけて一般競争の入札の公告を行っているところであります。開札につきましては12月17日の予定でありますので、整い次第新たな形での契約案件の部分としてお願いする形が出てくるかと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

節のほうであります。9節旅費につきましては材料検査に係る旅費の部分であります。13節の委託料につきましては、施工管理業務委託に係るものであります。工事請負費については、その分に係る部分の減額をいたしたものでございます。

続いて、14目諸費につきましては、平成27年4月20日に大和町政施行60周年を迎えることより、当日20日は月曜日でありますので前の日、4月19日に町政施行60周年の式典を予定をしております。それに係る費用を計上させていただいているものであります。報酬については、表彰審査委員会6名に係る部分、8節報償費については表彰の記念品代等であります。それから、11節需用費については、式次第等の印刷に係る部分であります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長高崎一郎君。

税務課長 （高崎一郎君）

続きまして、2款2項2目賦課徴収費であります。

事項別明細書6ページ下段をご参照願います。

7節賃金につきましては、確定申告に係ります農業所得等の事前データの収集、確認及び入力整理と確定申告開始後におきます申告会場での入力データの確認事務並びに平成27年度に予定されております固定資産の評価がえの事前準備に係ります臨時職員1名の雇用に要する賃金58万2,000円でございます。11節需用費、消耗品費につきましては、徴収対策で使用しております公用車のスタッドレスタイヤの購入費用5万4,000円でございます。13節委託料につきましては、税制改正により平成27年4月課税分よりの軽自動車税の標準税率が引き上げられることにより、電算処理システムのプログラムの改修処理を行う業務委託料であります。

7ページをお開きを願います。

23節償還金利子及び割引料につきましては、先日来、各常任委員会にてご説明をさせていただきます平成21年度分から25年度に係ります町県民税の還付加算金の算定の式につきまして錯誤があった分につきまして、改めて還付申し上げます146件分の還付加算金100万円並びに予定納税等により納付いただいております法人町民税の収入が確定したことによります還付金のさらなる増額をお願いするもの100万円でございます。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

2款5項1目統計調査費でございますが、工業統計、経済センサス等の委員の報酬の見込みによる減額に係るもの、あと職員の時間外の手当に係る部分、それから次年度、平成27年度に予定されております国勢調査に係ります調査区の設定に要する時間外勤務等になるものであります。需用費については、統計調査に係る消耗品に係るものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、8ページ、お願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。28節繰出金になります。これにつきましては、国保特別会計への繰出金となります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

続きまして、民生費の3款1項2目老人福祉費28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費繰り入れ分でございます。

3目国民年金費につきましては、人件費の調整でございます。

続きまして、4目障害者福祉費20節扶助費につきましては、障害福祉サービス等費の介護給付費の確定に見込み額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく、8ページ、6目後期高齢者福祉総務費になります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額するものでございます。28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

9ページをお願いいたします。

同じく2項1目児童福祉総務費でございます。

19節負担金及び補助金は幼稚園就園奨励費の実績見込みによるものでございます。

20節扶助費でございますが、新子育て医療費助成、未熟児養育医療助成に要するもので、実績見込みによる補正でございます。

2目児童措置費20節扶助費でございますが、児童手当支給事業費に要するもので実績見込みでございます。

3目母子福祉費20節扶助費でございますが、母子・父子家庭医療費に要するもので実績見込みによる補正でございます。

4目保育所費14節につきましては、AED1台の更新に要する経費でございます。

15節工事請負費は、旧大和保育所解体工事が完了したことによる精算でございます。

23節償還金につきましては、保育所運営費国・県負担金の25年度精算に伴う償還金でございます。

5目児童館費につきましては、吉岡放課後児童クラブの開設、小野小学校プレハブ教室を利用しての分室の会に伴うものと旧大和保育所南側の改修工事に伴う工事の追加費用でございます。

11節需用費は放課後児童クラブの開設準備に要する事務消耗品、電気料、水道料でございます。12節通信費は電話料、13節は開設準備に係る業務委託経費、警備委託費用の計上でございます。14節は各児童館に設置しておりますAED7台の更新に要する費用でございます。15節工事請負費は吉岡放課後児童クラブの整備に伴うフェンス等の追加工事をお願いするものでございます。18節備品購入費は、放課後児童クラブ、小野小学校分室で使用する備品等の購入に要するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 （三浦伸博君）

11ページをお願いいたします。

衛生費4款1項1目保健衛生費7節につきましては、産休・育休代替保健師の賃金でございます。28節の繰出金につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

農業委員会局長石垣敏行君。

農業委員会局長 （石垣敏行君）

それでは、11ページ下段からとなります。

5款1項1目農業委員会費の13節委託料につきましては、農地法の改正によりまして平成27年4月から農地台帳を公表することが規定されました。これに対応できるよう現在の農地台帳システムを改修するための費用に充てるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長。

上下水道課長 （堀籠 清君）

事項別明細書の12ページ、5款農林水産業費1項農業費5目農地費の28節につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございまして、人件費の調整に伴う減額の補正でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

5款1項6目の水田農業対策費の19節負担金補助及び交付金につきましては、人・農地問題解決加速化支援事業に係りますもので、落合相川地区の農事組合法人ワカキノサトが本年8月8日に法人されましたことによりまして、定款の作成、印紙税、登録免許税など設立経費に係りました補助金についてお願いをいたすものでございます。13ページをお願いいたします。

6款1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、企業立地奨励金等につきまして東京エレクトロン宮城、スズケンなど計10社に対しまして前年度をベースに当初予算を計上しておりましたが、企業立地促進法及び復興特区法により

まして減免措置がなされましたことによりまして固定資産税額が9月に確定しましたことから減額補正をお願いいたすものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 （大畑憲治君）

それでは、事項別明細書13ページ下段のほうをお開きになっていただきたいと思えます。

7款1項1目土木総務費につきましては、人件費の調整によるものでございます。

続きまして、14ページをごらんになっていただきたいと思えます。

7款2項1目道路維持費でございます。

11節需用費につきましては、光熱水費ということで100万円をお願いするものでございますが、街路灯の電気料金の不足に要するものでございます。それから、修繕料の178万円につきましては、仙台北部工業団地のダイナヒルズ公園があるんですが、その東側の町道、路線名が松坂平2号線という路線があるんですが、そこにデザインの街路灯があるんですが、その部分につきまして長年の劣化によりましてすぐにも修繕をしないと照明灯が倒れるおそれがあるもので、それを改修するものでございます。この分につきましては64万円でございます。そのほか悟溪寺橋、これは落合の檜和田の悟溪寺に通じる橋、それから鶴巢大平の樵橋、これの地覆の修繕に要するものを100万円を計上させていただいたものでございます。そのほか役場北側のバスターミナルのバス停のサイドのパネル、これにつきましては何者かまだ犯人は捕まっておられませんけれども、恐らく蹴られて壊されたものと思われませんが、警察のほうには被害届を出しておりますけれども、まだ犯人は捕まっていないですけれども、そのパネルの修繕に要するもの14万円、合わせて178万円をお願いするものでございます。それから、15節の工事請負費でございます。これにつきましては213万5,000円の減額をお願いするものでございますが、これにつきましては環境事業公社から例の小鶴沢関連のやつでございますが、太田小鶴沢線の舗装修繕が完了したことに伴って、この分が執行残と発生したものでございまして、この213万5,000円につきましては7・3・1の河川費、同じ小鶴沢関連で小西川の河川改修を実施しておりますので、その改修に要するものに充てるものでございます。それから、16節原材料費でございますが、これにつきましては今から冬場を迎えるに当たって舗装の穴埋め、そういうものに充

てる常温の合材、1袋25キロ入りのやつなんですが、その600袋を購入するものでございます。

続きまして、7・2・2の道路新設改良費でございます。

12節役務費の98万1,000円につきましては、町道の桧木上舞野線、これの用地買収するに当たって分筆をするものでございまして、それをお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、同じ路線の補償物件の調査に要するものでございます。

17節公有財産購入費でございます。これにつきましても、桧木上舞野線の用地購入費に充てるものでございまして、面積につきましては2,180平米でございます。22節補償補填及び賠償金でございますが、これにつきましては吉田の町道柿ノ木線の水道管の移設補償に充てるものでございます。

続きまして、下段、7款3項1目河川費でございますが、これにつきましては先ほどご説明いたしましたように、12節役務費につきましては小西川の用地買収する際の分筆登記事務に充てるものでございまして、面積が1,064平米になるものでございます。続きまして、17節の公有財産購入費でございますが、これにつきましても小西川の用地買収費、面積が先ほどご説明いたしましたように1,064平米、それからもう1本河川があるんですが、寺ノ沢の水路、これにつきましては419平米に充てるものでございます。それから、22節につきましては、補償金といたしまして同じ河川の立木の補償に充てるものでございまして、ちなみに樹種につきましては杉の木が30本、それから栗につきましては5本というような数量になっているものでございます。

続いて、15ページ、お開きになっていただきたいと思います。

7款4項1目の都市計画総務費につきましては、人件費の調整をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

4項都市計画費2目の下水道費28節につきましては下水道事業特別会計への繰出金でございますが、歳出見合いの財源調整によりまして減額の補正をするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

続きまして、15ページ中段をごらんになっていただきたいと思います。

7款5項1目住宅管理費になります。この科目につきましては、人件費の調整をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長（遠藤幸則君）

8款1項1目常備消防費でございますが、19節の負担金につきましては、交付税によります基準財政需要額確定に係ります黒川地域行政組合の負担金に係るものであります。

3目消防施設費であります。これにつきましては消防団の防災学習及び災害活動車両として日本消防協会より寄贈を受けました車両に係るスタッドレスタイヤほかの車両に係るそれぞれの消耗品関係、役務費、公課費の部分であります。これにつきましては、10月8日に交付を受け登録をしたものでございます。消耗品につきましては、スタッドレスタイヤに係るもの、手数料、損害保険料については保険関係部分、あと27節は自動車の重量税になるものであります。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

それでは、16ページ下段のほうになります。

9款2項1目学校管理費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、臨時の学校行事によります児童輸送のバス借上料を補正をお願いするものでございます。18節備品購入費につきましては、故障いたしました学校用のパソコン2台の代替機購入費用の補正をするものでございます。

次に、2項2目教育振興費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、

ほかの科目でも今回車の借上料、補正をお願いしておりますが、ことし4月から貸し切りバス料金の料金体制のほうに変更されたことによりまして不足が生じております。その分の補正をお願いするものでございます。

次に、2項3目施設整備費でございます。11節需用費でございますが、こちらにつきましては鶴巣小学校の小荷物運搬機安全スイッチ修繕、吉田小学校小荷物運搬機ドア連動ロープ交換、小野小学校防火シャッターバッテリー交換、宮床小学校近接センサー交換、吉岡小学校防火設備修繕、宮床小学校屋内消火栓設備修繕、落合小学校消防設備修繕、吉田小学校小荷物運搬機インターホンバッテリー交換に要する費用の補正をお願いするものでございます。いずれにつきましても、今年度中に点検等で指摘あるいは故障、ふぐあいが生じたものでございまして、今回補正をお願いするものでございます。

次に、17ページのほうをお開きいただきたいと思います。

2項4目小学校建設費でございます。15節工事請負費でございますが、こちらは小野小学校増築事業に係ります防犯カメラの設置の費用、それから臨時議会でご承認いただきました工事費の確定、入札執行によります減額ということになるものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございます。こちらは14節使用料及び賃借料でございますが、ほかの小学校費と同様に児童輸送用バスの借上料の補正をお願いするものでございます。

次に、3項2目教育振興費でございます。14節、同様の理由で中学校のバス借上料の補正をお願いするものでございます。

次に、3項3目施設整備費でございます。11節需用費でございますが、大和中学校小荷物運搬機非常用バッテリー交換、宮床中学校理科室ガス設備等修繕、大和中学校消防設備施設修繕、大和中学校屋内運動場水銀灯安定器交換に要する費用の補正をお願いするものでございます。小学校と同様に今年度中に点検で指摘あるいは故障、ふぐあいが生じたものによる補正ということになります。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長 （石川 誠君）

続きまして、9款4項1目社会教育費でございます。ここでは人件費の調整でござ

いますので、18ページに入ります。

次に、2目公民館費でございます。人件費の調整となりますけれども、7節の賃金につきましては、公民館職員1名が10月をもちまして退職されましたので、臨時職員による補充を行うものでございます。1月から3月までの1人分の補充経費でございます。

次に、4目まほろばホールの管理費でございます。11節需用費194万円でございしますが、内訳としまして光熱水費122万8,000円につきましては、水道使用料、電気料の調整でございます。電気料におきまして単価の高騰がありますので、25年度実績を基準にしまして高騰率を乗じて3月までの必要分を算出したものでございます。修繕料につきましては、冷温水ポンプ1号と2号がありますけれども、1号機のスイッチ接続部修繕に17万円、それから屋上に設置してあります過電流の電気メーター修繕に12万4,000円、それから学習棟2階の非常灯修繕、これに11万円、それから研修室大ホールの非常灯の交換に16万円、図書室照明1台修繕ということで2万1,000円、それから小ホール等のドア修繕があるんですが、これにつきましては17万2,000円ほど、合計して71万2,000円でございます。13節委託料につきましては、総合管理業務委託の確定並びに施設備品管理委託の確定によります減額補正でございます。15節工事請負費でございますが、舞台音響のアンプ入れかえ工事とクーリングタワーの自動管理装置というのがございますが、ふぐあいの修繕工事を行ったものでございまして、それら工事費の残額発生による減額補正でございます。18節備品購入につきましては、舞台袖に音響卓がありますが、音が途切れるようになってきましたので、新しいものに交換するというものでございます。

次に、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。14節につきましては、3カ所の教育ふれあいセンターに設置してありますAEDの耐用年数到来によります新規借り上げ代金として3万9,000円でございます。

続きまして、9款5項1目保健体育総務費でございます。人件費調整分を除きますので、19ページに入らせていただきます。

8節報償費につきましては、毎年のスポーツ奨励金でございます。残予算が少なくなってまいりましたので、20名分程度の補正でございます。15節工事費につきましては、武道館に自動火災報知機がございしますが、機能障害が見受けられますので新しいものに取りかえるということでございます。

次に、4目総合運動公園の管理費でございます。13節委託料658万7,000円の減額補正でございますが、11項目に及びます施設の管理委託でございます。電気、エレベーター

ター、夜間警備、総合管理、浄化槽、自動ドア、除草植栽、防火シャッター、ブラインド、それからトレーニングルーム給水ポンプ、全部で11項目の保守点検を含む委託費確定によります減額補正となります。

次に、5目ダイナヒルズ公園の管理費でございます。13節委託料176万5,000円でございますが、減額補正でございます。周辺の芝と、それから植栽管理、電気工作物、スポーツスタッフの3項目による委託費の確定によるものでございます。

続きまして、6目自転車競技場の管理費でございます。11節需用費33万2,000円につきましては、施設内部の小破修繕料でございます。13節委託料につきましては、4項目の委託項目がございます。電気耕作物、浄化槽、夜間警備、空調設備の4項目でございますが、これらの委託料確定に伴います減額補正でございます。18節備品購入費につきましては、自転車競技選手用のエアロバイク1台分の購入代金でございます。

次に、7目学校給食センター費でございますが、人件費調整分でございます。

以上の補正につきましてよろしくお願いを申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長内海義春君。

財政課長 (内海義春君)

11款1項1目でございます。公債費の元金償還でございます。こちらの元金償還の増額につきましては、財政融資資金、こちらにつきましては10年経過ごとに利率の見直しが行われるものでございまして、本年度も行われまして元利償還金の返還ということでございますので、これによりまして元金が116万2,000円ほど増加したものの、さらには土地開発資金としまして臨時で国へ償還したものの、こちらが153万円予定しておりますので、この分で増加となったものでございます。

2目利子につきましては、財政融資の10年経過によります利率の見直し、あるいは平成25年度借入利率の確定によりまして727万9,000円の減額となったものでございます。

一般会計歳出につきましては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。

議案第73号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
でございます。

平成26年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,365万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,132万2,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の31ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款2項2目民生費県補助金につきましては、特定健康診査時の被災者健康支援事業費補助金を補正するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、職員人件費等の繰入金となるものでございます。

10款1項2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金額を増額補正するものでございます。

続きまして、32ページ、歳出になります。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは職員人件費の増額を行うものでございます。13節委託料は、国保事業報告システムの制度改正に伴いますシステムのバージョンアップに係る委託経費でございます。

7款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、国県支出金と一般財源の財源の振りかえを行うものでございます。

9款1項3目償還金につきましては、平成25年度療養給付負担金の確定見込みによる返還金と平成24年度調整交付金の修正に伴う返還金が生じたため補正するものでございます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

議案第74号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,544万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,073万2,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の37ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項4目介護保険事業費補助金につきましては、平成27年度介護保険制度改正等に伴います介護保険審査支払等システム改修の事業費補助金でございます。

続きまして、4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、40歳から64歳の皆様の負担分でありまして、介護給付費見込み額に比例しましての交付見込み額の補正でございます。

5款県支出金1項1目介護保険給付費につきましては、法定負担分の給付見込みによります補正でございます。

続きまして、7款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては職員給与費等の繰り入れ、2項1目につきましては財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成25年度繰越金を計上いたしましたものでございます。

38ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節から4節につきましては、人件費の調整でございます。13節につきましては、平成27年度介護保険制度改正等に伴います介護保険審査支払等システムの改修に要します委託料でございます。

続きまして、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費等から4目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、それぞれの介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

39ページをお願いいたします。

2款1項1目高額介護サービス等費2目高額医療合算介護サービス費につきましては、介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

4項1目特定入所者サービス等費につきましては、施設への入所による居住費、食費の負担でありまして、確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の2節から4節につきましては、人件費の調整でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第75号であります。平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成26年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,308万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の43ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4・1・1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の減額をするものでございます。

続きまして、歳出になります。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までですが、職員の人件費等の減額をするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の50ページをお願いいたします。

議案第76号 平成26年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,410万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,487万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整及び建設費の負担金の減額に伴う減額の補正でございます。

次に、48ページの歳出でございます。

1款1項下水道管理費1目一般管理費でございますが、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては人件費の調整による補正でございます。

2項の下水道建設費につきましては、単独事業費に係る補正でございますが、1目建設費の2節、3節、4節につきましては人件費の調整によります補正でございます。19節の負担金につきましては、県道塩釜吉岡線の車橋かけかえに伴う下水道圧送管移設費の水道事業への負担金を県工事の遅延によりまして本年度予算につきまして減額をするものでございます。

2款の公債費1項1目元金につきましては、本年度の事業費縮小に伴いまして財源の組み替えを行うものでございます。

下水道事業につきましては以上でございます。

次に、議案書の52ページをお願いいたします。

議案の第77号 平成26年度大和町農集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,602万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います財源調整による減額の補正でございます。

次に歳出でございますが、1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。2節、3節、4節につきましては人件費の調整によります減額の補正でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時59分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第78号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算につきましてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,530万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います財源調整により補正をするものでございます。

次に、57ページ、歳出でございます。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費及び 2 項 1 目合併処理浄化槽建設費の 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、人件費の調整によります補正でございます。

次に、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第79号 平成26年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

第1条、総則でございます。平成26年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出でございます。平成26年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款水道事業収益に5,497万5,000円を追加し、合計を9億5,599万円とするものでございます。

第1項の営業収益につきましては1,446万1,000円を減額し、合計を7億6,997万5,000円とし、2項営業外収益は6,943万6,000円を追加し、合計を1億8,601万5,000円とするものでございます。

支出であります。

第1款水道事業費用に1億362万2,000円を追加し、合計を9億8,865万円とし、1項営業費用にも同額を追加いたしまして、合計を9億6,259万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的支出でございます。

予算第4条本文括弧書き中「2億8,977万6,000円」を「2億8,943万2,000円」に過年度分損益勘定留保資金「2億3,877万6,000円」を「2億3,843万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。

第1款の資本的支出を34万4,000円を減額し、合計を6億1,986万6,000円とし、1項建設改良費も同額を減額し5億3,581万6,000円とするものでございます。

次に、第4条、債務負担行為でございます。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、次のとおり定めるものでございます。

各種水道メーターの単価契約による購入であります。平成27年度当初より使用するため債務負担行為を予定するものであります。期間を平成27年度といたしまして限度額を2,700万円とするものでございます。

次に、水道事業庁舎の宿日直業務であります。期間を平成27年度から平成29年度までの3カ年の期間で限度額を1,600万円といたすものでございます。

57ページの第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1) 職員給与費を4,476万円とするものでございます。

第6条の他会計からの補助金につきましては、予算第7条中「8,019万2,000円」を「1億2,535万5,000円」に改めるものでございます。

補正予算の明細につきましては、事項別明細書の62ページからご説明をいたします。

平成26年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項営業収益2目受託工事収益につきましては、県道の車橋かけかえに伴う下水道圧送管移設費の下水道事業会計からの受託工事費でございます。県工事が遅延していることによりまして今年度の当該受託費を減額いたすものでございます。

2項営業外収益1目他会計補助金の一般会計補助金であります。宮城県の大崎広域水道からの受水留保解除分の未計上分につきまして追加補正をいたしまして、また簡易水道の管理費につきまして精算見込みで減額補正によりまして4,516万3,000円を補正計上いたすものでございます。

4目の長期前受金戻入につきましては、本年度の会計から適用するものとして地方公営企業会計制度が改正されましたことに伴います補正の計上でございます。

次に、63ページの支出でございます。

1款水道事業費用1項1目浄配水費につきましては、人件費に係る費目については減額の補正をいたしまして、受水費につきましては県の大崎広域水道からの受水留保解除分に係る費用の未計上分を補正計上するものでございます。

2目の受託工事費の委託料につきましては、収入の受託工事収益で説明いたしまし

た県道の車橋かけかえに伴います下水道事業の下水道圧送管移設費に係る受託の工事費であります。県工事が遅延していることに伴いまして当該委託料につきましても減額をいたすものでございます。

4目減価償却費の有形固定資産減価償却費につきましては、収入の長期前受金戻入と同様、地方公営企業会計制度が改正されたことに伴います補正の計上となっております。

64ページの資本的支出でございます。

1款の資本的支出1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費につきましては、鶴巣鳥屋地区の県道にかかります車橋及び大平地区の西川橋、この2つの橋のかけかえ工事、県の工事でございますが、いずれも工事の遅延によりまして今年度予定いたしておりました配水管の布設、移設の工事でございます。この工事費を減額するものとしたものでございます。当該2橋のかけかえに係る町対応の水道管移設と車橋につきましては下水も関係いたしておりますけれども、県工事の進捗、スケジュールに合わせて工事を行う必要がありますので、そのタイミングを見きわめた上で改めて関係する予算の措置をお願いしたいと考えてございます。また、このほか漏水対策や未普及箇所への管布設及び水質安定対策に係ります整備箇所の精算見込みによりまして145万2,000円を減額補正をするものとしたしてございます。

3目の上水道統合事業費の給料、手当、法定福利費につきましては、人件費の調整による補正計上でございます。

次に、67ページの債務負担行為に関する調書でございます。

各種水道メーターの購入と水道事業庁舎の宿日直業務につきましても債務負担行為を予定するものでございます。各種水道メーターの購入につきましては、単価契約により購入するものでございまして、限度額を2,700万円、当該年度以降の支払い義務発生予定額も同額の2,700万円、期間を平成27年度といたしまして、また水道事業庁舎の宿日直業務につきましても、限度額を1,600万円とし、当該年度以降の支払い義務発生予定額も同額の1,600万円、期間につきましては平成27年度から29年度までの3カ年間とするものでございます。なお、その財源につきましては、いずれも営業収益により措置するものとしたしてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

議案書58ページをお願いいたします。

議案第80号 損害賠償の額を定め、和解することについてご説明申し上げます。

平成26年11月4日、仙台市青葉区一番町三丁目2番17号地先で発生いたしました交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、相手方、仙台市宮城野区福田町南一丁目10番48号、株式会社光タクシーでございます。

2、事故の概要でございますが、大和町職員の運転いたします公用車が、平成26年11月4日午後5時42分ごろ、仙台市青葉区一番町三丁目2番17号地先、青葉通り、株式会社藤崎前でお立ち酒全国大会宣伝のテレビ収録を終えました町民の方を迎えに行くため東方向へ停車しようとした際、客待ちのために停車しておりましたタクシーの右前方バンパーと公用車左側中央部車体を接触する事故を起こしたものでございます。

3、損害賠償額につきましては、大和町と株式会社光タクシーは、過失割合を大和町が100%、株式会社光タクシーが0%とし、大和町は株式会社光タクシーに対して車両の損害額4万5,803円を支払おうとするものでございます。よろしくをお願いいたします。大変申しわけございません。

次に、議案書59ページをお願いいたします。

議案第81号 指定管理者の指定についてでございます。

あわせて、別添資料の指定管理者の指定についての説明資料もご参照お願いしたいと思います。

議案第81号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、ダイナヒルズ西部公園、ダイナヒルズ展望公園の2施設でございます。

2、指定管理者及び指定の期間でございますが、詳しくは別紙の説明資料でご説明申し上げたいと思います。

説明資料1ページをお願いいたします。

1の施設の名称及び位置でございます。名称につきましては、先ほどご説明申し上げました2施設でございます。位置につきましては、記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、株式会社大和町地域振興公社でございます。
所在地につきましては、大和町吉岡字中町18番地でございます。

3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までで前回と同じ期間の3年間とお願いするものでございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由といたしましては、ダイナヒルズ公園につきましては、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行っております。

これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定によりまして非公募としたものでございます。

2ページをお願いいたします。

6の選定経過につきましては、平成26年11月6日及び平成26年11月25日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関しまして総合的評価を行いまして、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上となっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして8名でございますが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の7名での選定委員会となったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては159万4,000円でございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第82号、60ページをお願いいたします。

議案第82号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決をお願いするものでございます。

1 としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、七ツ森ふれあいの里1施設でございます。

2 の指定管理者及び指定の期間につきましては、詳しくは別紙の説明資料にてご説明を申し上げたいと思います。

説明資料3ページをお願いいたします。

1 の施設の名称及び位置、名称につきましては、ただいまご説明申し上げた1施設でございます、位置につきましては記載のとおりでございます。

2 の指定管理者となる団体の名称は、株式会社大和町地域振興公社でございます。所在地につきましては、大和町吉岡字中町18番地でございます。

3 の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までで前回と同じ期間の3年間でございます。

4 の募集方法につきましては非公募でございます。

5 の非公募の理由といたしましては、七ツ森ふれあいの里につきましては、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行っております。

これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補に選定することが最も適切かつ妥当と判断いたしまして、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

4ページをお願いいたします。

6 の選定経過につきましては、平成26年11月6日及び平成26年11月25日に開催しました大和町公の施設に係る施設管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関しまして総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会におきまして各委員が選定

基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上となっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長として8名でございますが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の7名での選定委員会というふうになったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては158万2,000円でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案書の61ページをお願いいたします。

議案第83号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1としまして、指定管理者に指定を行わせる公の施設の名称につきましては、七ツ森陶芸体験館1施設でございます。

2、指定管理者及び指定の期間でございますが、詳しくは別紙の説明資料でご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

説明資料5ページ目をお願いいたします。

1の施設の名称及び位置、名称につきましては、先ほどご説明申し上げました1施設でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称は、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会でございます。所在地につきましては、大和町宮床字高山120番地でございます。

3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由といたしましては、七ツ森陶芸体験館につきましては、現在、百窯の里 七ツ森陶芸体験館管理会が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては、開館当初から陶芸の指導と体験館の管理運営のため設立されました組織体でございます。これまでの指定管理者としての実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当であると判断をいたし、大和町公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公

募としたものでございます。

6 ページをお願いいたします。

6 の選定経過につきましては、平成26年11月6日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在指定期間全体を通じた管理運営に関しまして総合的評価を行いまして、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由によりまして非公募としたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類をもとに選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7 の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上となっているものでございます。

8 の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして記載の8名でございます。

9 の指定管理料の見込み額につきましては254万9,000円でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案書62ページをお願いいたします。

議案第84号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1 としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、四十八滝運動公園の1施設でございます。

2 の指定管理者及び3 の指定期間でございますが、詳しくは別紙の説明資料でご説明申し上げたいと思います。

説明資料7ページをお願いいたします。

1 の施設の名称及び位置につきましては、先ほどご説明申し上げました1施設でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2 の指定管理者となる団体の名称は、株式会社大和町地域振興公社でございます。所在地につきましては、大和町吉岡字中町18番地でございます。

3 の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4 の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由といたしましては、四十八滝運動公園につきましては、現在、大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては、町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行っております。

これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分に満たし、今後も安定的に維持管理が期待できますことから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断いたしまして、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

8ページをお願いいたします。

6の選定経過でございますが、平成26年11月6日及び平成26年11月25日に開催しました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間全体を通しました管理運営に関しまして総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由によりまして非公募といたしたものでございます。

選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱によりまして、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定をいたしましたものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上となっているものでございます。

8の指定管理者の候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしました8名でございますが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから、記載の7名での選定委員会となったものでございます。

9の指定管理料の見込み額につきましては368万7,000円でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長 (大畑憲治君)

それでは、議案書63ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第85号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1といたしまして指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、東下蔵公園から流通平南公園まで27公園、4緑地の合計で31施設となっているものでございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社大和町地域振興公社。

3番目といたしまして、指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年の3月31日までの3カ年という期間になっているものでございます。

すみません。別紙の説明資料9ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほどの議案85号の関係説明資料でございますが、この9ページにまとめさせていただきましたのは、先ほどの31施設の名称と、それから位置、それから区分ということで、1番から26番までは前回と同じ管理するものでございますが、今回につきましては27番の小野南緑地から流通平南公園、この5施設が新たに加わったものでございます。

続いて、10ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

先ほどご説明したように、3番までは重なりますので割愛させていただきたいと思います。

4番といたしまして、募集の方法でございますが非公募でございます。

5番の非公募の理由でございますが、前記の都市公園については、現在、株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理している施設でございます。また、新規追加する公園についても当団体が随意契約により公園管理を実施したところでございます。

当団体は、公園ごとの特性及び環境等を熟知しており、長年培ってきた技術や経験を指定管理業務に生かされるものと考えられます。

このことから、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できることから、当団体を指定管理者候補に選定することが最も適切かつ妥当と判断いたしまして、大和町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

選定の経過でございますが、平成26年11月6日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合評価を行い、次期の指定管理者の選定方法について、前記の理由により非公募としたも

のでございます。

選定に当たっては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類等をもとに選定委員会において、各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者と選定したものでございます。

11ページに評価結果を一覧にしたものでございまして、5つの評価項目、25点満点中19.57という評価をいただいたものでございまして、15点以上が選定という基準になっておりますので、このことから選定されたということでございます。

8番目の指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーにつきましては、ごらんのメンバーというふうになっておるものでございます。

9番といたしまして指定管理料でございますが2,763万円。これは1年です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長兼総務課長遠藤幸則君。

副町長兼総務課長 （遠藤幸則君）

64ページの議案第86号になります。

宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての内容でございます。

地方自治法第286条第2項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

別紙とあわせて説明資料の16ページのほうもごらんいただきたいと思えます。

宮城県市町村自治振興センターの規約の一部を変更する規約の内容でございます。新旧対照表のほうの旧では、「財団法人」から「公益財団法人」と法人の格が変わったことによりまして、規約の内容についても同様な形で変更いたすものでございます。

市町村自治振興センターについては、県の市町村職員研修所も兼ねておりまして、町のほうからも職員が研修等に行っている施設でもございます。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第2項に規定する構成市町村の協議の成立した日から施行するものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、12月4日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月4日は休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、5日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時48分 延 会